別表十（八）　記載要領

1　この表は、投資法人が租税特別措置法第67条の15第１項（投資法人に係る課税の特例）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法第67条の15第１項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「みなし配当等の額（出資等減少分配に係る部分の金額を除く。）⑵」及び「出資等減少分配の額　⑷」の各欄の記載に当たつては、投資法人の平成27年４月１日前に開始した事業年度にあつては、「出資等減少分配」とあるのは、「利益超過分配」として記載すること。

3　「のれんの償却額　⑭」から「⑰×$\frac{80又は70}{100}$　⑱」までの各欄は、投資法人の平成27年４月１日前に開始した事業年度についてのみ記載すること。

4　「⑭×$\frac{80又は70}{100}$　⑮」及び「⑰×$\frac{80又は70}{100}$　⑱」の各欄は、当該事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度である場合には「又は70」を消し、その他の場合には「80又は」を消すこと。

5　投資法人において租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年財務省令第30号。次号において「平成27年改正省令」という。）附則第22条第２項（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）に規定する経過措置積立額がある場合には、「一時差異等調整積立金の積立額　⑳」の欄には当該経過措置積立額を含めて記載し、「控除済負ののれん発生益の額のうち当期加算額（42の計）又は（45の計）　㉑」の欄には当該経過措置積立額を記載すること。

6　「不動産投資法人の特例」の各欄は、平成27年改正省令第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第22条の19第６項（投資法人に係る課税の特例）に規定する不動産投資法人が同条第５項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十㈨を削る。

別表十㈩の表のⅠ及びⅡ中「所得金額合計（別表四「34の①」）」を「所得金額合計（別表四「33の①」）」に改め、同表を別表十㈨とする。

別表十(十一)を別表十㈩とする。